

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
情報公開事業	○ 市情報公開条例に基づき、市の保有する公文書を公開する。 ○ 情報公開及び個人情報保護に関する専門的知識を有する弁護士と委託契約を締結する。	R5以前 ～R13以降	66	総務課
個人情報保護事業	個人情報の保護に関する法律及び市個人情報保護法施行条例に基づき、市民に対して、自己情報の開示請求権及び訂正請求権を保障し、市においては、個人情報の収集、利用、管理という一連の過程における適正な取り扱いについて基本的なルールを定めるとともに、個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報ファイル簿をWEBシステムにより管理する。	R5以前 ～R13以降	278	総務課
特定個人情報保護事業	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき個人番号利用事務及び個人番号関係事務の実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止等の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとされている。これを受けて、市では山陽小野田市保有個人情報等安全管理措置規程を定め、保有特定個人情報を適切に管理するための安全管理措置を講ずることとしている。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	総務課
市議会対応事務事業	市の議決機関である市議会との間において、議会の招集や議案の提出について様々な事務を行っている。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	総務課
例規関係事務事業	○ 各課が起案する例規について指導・助言を行うとともに審査を行う。 ○ 公布・告示・公告等の公告式を統括する。 ○ 市の例規をデータベース化し、管理するとともに、ホームページで公開する。	R5以前 ～R13以降	8,612	総務課
その他法制関係事務	○ 訴訟、和解及び不服申立ての総括事務 ○ 行政手続法及び行政手続条例に基づく総括事務 ○ 住民投票条例に基づく総括事務 ○ 直接請求(条例制定改廃等)の事務 ○ 法令等の運用・解釈の助言・指導 ○ 法令集・解釈書等の整備	R5以前 ～R13以降	2,224	総務課
文書管理事務事業	○ 文書事務の総括 ○ 郵便物等の受取及び差出並びに支所等への文書運送 ○ 文書事務に係る消耗品の一括購入 ○ 印刷機・圧着機・裁断機等の管理	R5以前 ～R13以降	28,209	総務課
公印管理事業	○ 公印規則による適正な公印の管理 ○ 公印の新調・廃止 ○ 公印台帳の整備	R5以前 ～R13以降	12	総務課
行政区域関係事業	○ 市の境界の確認等に関する事務 ○ 町又は字の区域の新設等に係る告示の総括 ○ 新たに生じた土地の確認に関する事務(権限移譲)	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	総務課
文書管理システム運用事業	令和5年1月に導入した電子決裁機能を持つ文書管理システムの安定した運用を図る。	R5以前 ～R13以降	7,577	総務課
庁舎管理事業	○ 本庁舎・周辺敷地・附帯設備の適切な管理の実施 ○ 計画的な改修・修繕の実施	R5以前 ～R13以降	55,901	総務課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
庁内放送・庁内電話管理 事業	○市職員等に周知を図る事項について適宜、庁内放送を通じて情報を伝達する。 ○代表電話にかかってきた外線を、電話交換手が適宜、関係部署につなぐ。	R5以前 ～R13以降	4,620	総務課
表彰関係事業	○国の栄典・県の表彰に係る被表彰者の推薦 ○市の功労者一般表彰等 ○市のスポーツ文化功労者等の表彰	R5以前 ～R13以降	275	総務課
連絡調整事業	○他の執行機関等との連絡調整 ○市政全般の総合調整	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	総務課
固定資産評価審査委員会 事務	○固定資産の価格に関する不服の申出があった場合、固定資産評価審査委員会を開催し、不服についての審査及び決定を行う。	R5以前 ～R13以降	48	総務課
他に属さない事務事業	○市史等の販売 ○儀礼式典 ○非核平和 ○共催・後援の統括 ○寄附採納の統括	R5以前 ～R13以降	452	総務課
庁舎管理事業(産業廃棄物 処理業務)	○産業廃棄物処理委託料 市の事業活動に伴って出た産業廃棄物については、環境衛生センターでは回収できないゴミである。そのため、産業廃棄物を処理することが可能な業者と委託契約を結び、適正な処理を実施する。	R5以前 ～R13以降	687	総務課
行政不服審査関係事務	国民の簡易迅速な権利救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として設けられている行政不服審査制度の全面改正がなされ、平成28年度から、審査請求の一元化、審理員制度、第三者機関への諮問制度等が導入された。審理員に関する業務については市において、第三者機関に関する業務については山口県市町総合事務組合が行う。	R5以前 ～R13以降	10	総務課
法律相談業務委託事業	複雑多様化する法律問題に対応するための一助とするため、弁護士と相談ができる体制を構築する。	R5以前 ～R13以降	1,122	総務課
公平委員会事務事業	職員に係る不利益処分に対する審査請求及び勤務条件に関する措置に対して、裁判・判決、職員からの苦情相談、職員団体の登録事項変更、管理職員等の範囲を定める事務及び職員団体登録事務を行う。 令和2年度より、山陽小野田市公平委員会事務を山口県市町総合事務組合内山口県市町公平委員会の共同処理事務に移管したことに伴い発生する県市町総合事務組合への一般負担金を計上する。	R5以前 ～R13以降	847	総務課
山陽小野田市庁舎建設整備 基金事業	令和3年度に耐震工事が終了し、庁舎の長寿命化を図ったが、十数年後には庁舎の建設又は大規模な整備の検討が必要になる。庁舎建設等には多額の経費が必要となるが、一般財源等を活用して計画的に基金に積み立てることで、庁舎建設の財源として活用することが可能となる。また、この基金を活用することにより、庁舎建設時の市の財政負担を軽減するとともに、将来世代への負担も軽減することができ、税の平準化に資することが可能となる。	R5以前 ～R13以降	4,267	総務課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市長の秘書に関する業務	市長及び副市長が職務に専念できる執務環境を確保するとともに、市政に関する重要事項を審議する庁議を設置することにより、市政運営を円滑に行えるよう支援する。	R5以前 ～R13以降	3,613	総務課
基幹統計調査の実施に関する事務	統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査を実施する法定受託事務	R5以前 ～R13以降	2,727	総務課
調査員確保対策事業	山口県統計調査員確保対策事業要綱に基づき、国及び県が実施する統計調査に従事する統計調査員を確保し、その資質の向上を図る。	R5以前 ～R13以降	17	総務課
山口県統計協会負担金負担事業	統計の普及と統計技術の向上を図り、地方統計の発展に寄与するために、山口県統計協会の正会員として負担金(法令外)を負担する。山口県統計協会は、統計普及事業として統計大会の開催、調査員の表彰、研修、各種統計図書の刊行をしており、正会員には山口県統計年鑑等統計図書データを無償頒布している。	R5以前 ～R13以降	7	総務課
新型コロナウイルス等感染症対策基金事業	イベントの中止等に伴い不要となった一般財源や寄附金を活用して基金に積み立てることで、新型コロナウイルス等感染症の影響に伴う市民への生活支援、事業者への経済支援、新たな感染症の発生を想定した事前の備え等を実施するに当たって財源として活用し、もって市民の安全安心の確保と市内経済の活性化に寄与することを目的とする基金の造成等を行うもの。	R5以前 ～R13以降	155	総務課
職員健康管理事務	労働安全衛生法に基づき、職員が健康的に職務遂行できる環境を整え、職員の健康管理を図る。 ストレスチェックによる集団分析等による一次予防の実施や職場環境の改善、長時間労働や業務負担増による労働者のメンタルヘルス不調の未然防止や早期発見のための産業医等の面談・カウンセリングを実施している。	R5以前 ～R13以降	7,528	人事課
公務災害事務	地方公務員法第45条、地方公務員災害補償法第69条、労働基準法第75条、労働者災害補償保険法第1条、第3条に基づく事業であり、公務中の災害を補償することで、公務に集中できる職場環境を提供する。	R5以前 ～R13以降	355	人事課
職員共済会事務	地方公務員法第42条に基づく地方公共団体の義務業務。 各種給付金の給付事業や、人間ドッグ利用助成など福利厚生事業のほか、プロ野球観戦など、職員の元気回復事業を行う。	R5以前 ～R13以降	3,060	人事課
地籍調査成果管理事業	地籍調査に関する図面(一筆図に図根点、筆界点の座標及び求積表が入ったもの等)の閲覧、交付に対応するとともに、地籍調査の結果に誤りを認めた場合は、地図訂正や地積更正を行う。	R5以前 ～R13以降	906	税務課
地籍調査成果管理事業 (臨時)	国土調査法に基づく地籍調査について、市内全域の調査を平成26年度に完了している。測量の成果である図面(一筆図に図根点、筆界点の座標及び求積表が入ったもの等)の閲覧、交付に対応するため、地籍調査成果管理システム及びPC等必要機器一式をリースしているが、現在の契約が令和8年6月末までとなっている。したがって、指名競争入札によって新たな業者を選定し、システム及び機器の更新を行う。	R8 ～R13以降	2,943	税務課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地方版総合戦略の効果検証事業	地方版総合戦略については、その効果を検証することが求められており、当初設定した数値目標や重要業績評価指標(KPI)の達成度合いについて、外部有識者委員も含めて検証し、その結果必要に応じて見直しや地方版総合戦略の改訂を行うもの。	R3以前 ～R11以降	37	企画課
地方財政状況調査(決算統計)事務	「地方自治法等の規定に基づく地方公共団体の報告に関する総理府令」(昭和28年)に基づき、毎年各自治体で定期的に作成されるもので、総務省より「地方財政白書」として公表されるものである。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	財政課
地方交付税事務	地方交付税算定のため、交付税算出資料を作成する。 ●普通交付税:各種基礎数値の提出(4～5月)、交付額決定(7月)、翌年度基礎数値の提出(10月) ●特別交付税:各種基礎数値・資料の提出(8月～11月)、交付額決定(12月、3月)	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	財政課
健全化判断比率及び資金不足比率の算定事務	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、国の定める調査様式により算定する。 監査委員による審査の後、意見を付して議会へ報告する。 市民に対しては、市広報及びホームページを通じて公表する。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	財政課
財務会計システム構築・運用事業	平成14年に導入した現行の財務会計システムは、様々なカスタマイズを施し、また、サーバ機器等の更新を行うことで、長期的な運用を図ってきたが、令和3年9月に保守期限が到来するため、これに伴う新たなシステムの導入が喫緊の課題であった。 新たなシステムでは、法令に則った財務処理が実行できることはもとより、旧財務会計システムとは別システムとなっていた起債管理システムを統合し、あわせて、統一的な基準による財務書類を作成するための仕組みを構築し、業務の効率化を図る。	R5以前 ～R13以降	13,397	財政課
財務情報システム運用事業	予算の調製やその執行については、法令等に基づき適正に事務処理を行うことはもとより、説明責任という観点では、市の判断や決定事項については、明確な根拠や説明が求められる。また、個々の職員の財務知識の向上は、行財政運営に不可欠である。 職員が共用できるオンラインによる財務情報提供サービスを導入することで、事務処理の適正化、説明責任の履行の強化及び職員の資質の向上を図る。	R5以前 ～R13以降	143	財政課
財務会計システム改修事業	国では①納付者の利便性向上、②金融機関の事務負担軽減、③地方公共団体の事務負担軽減を目的に、eL-QRを活用した公金収納を推進している。現行の財務会計システムではeL-QRに対応していないため、令和9年4月からの運用開始に向けて、システム改修を行う。	R8 ～R13以降	27,141	財政課
管理自動車管理・運行事業	市の業務に必要な不可欠な管理自動車の管理、運行及び整備に関する事業であり、管理自動車の一元管理による公平な車両供給と効率化及び維持管理費の軽減を図る。	R5以前 ～R13以降	13,178	財政課
管理自動車更新事業	老朽化の進む財政課保有の管理自動車を年次的にリース車に入れ替えることにより、新車を購入するのに比べ単年度の出費を軽減する。また、現在リース契約を行っている車両についても老朽化が進んでいるため、安全性を勘案して順次更新を行う。あわせて、現在保有している管理自動車について、運行記録から適正な保有台数の検討を行う。	R5以前 ～R13以降	186	財政課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市有財産維持管理事業	市有財産管理運用指針に基づき、市有財産の適正な維持管理を行う。あわせて、財務規則に基づく市有財産の総括的管理を行う。	R5以前 ～R13以降	2,931	財政課
市有財産損害保険事業	予期せぬ損害に迅速に対応し、市有財産の損害補てん及び市の賠償責任の負担に備えるため、市民賠償責任保険、建物火災保険及び道路賠償保険への加入及び保険請求事務を行う。	R5以前 ～R13以降	674	財政課
情報システム管理・運営事業	住民情報系システムの安定稼働のためハードウェア及びソフトウェアの管理・運営を行う。	R5以前 ～R13以降	236,248	デジタル推進課
情報システム標準化・共通化事業	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」いわゆる標準化法に基づき、標準準拠システムへ移行を実施したが、令和8年度は特定移行支援システム(健康管理支援システム)を標準準拠システムへ移行し、ガバメントクラウドでの運用を開始する。また、移行済み業務のうち、経過措置を受ける一部の機能の実装に向けた準備を行う。	R5以前 ～R10	20,578	デジタル推進課
住民情報系システム整備事業	国においては令和8年9月までにeLTAXを活用した納付を可能とするよう必要な措置を講ずることとなり、特に各地方公共団体において相当量の取扱件数がある公金の「国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料」については対応を要請されている。 本市公金のうち、住民情報系システムにて収納管理を実施しているものについて必要なシステム改修を実施する。	R8 ～R8	5,720	デジタル推進課
ハードウェア・ソフトウェア保守事業	内部情報系システムの安定稼働のためハードウェア及びソフトウェアの管理・運営を行う。	R5以前 ～R13以降	55,365	デジタル推進課
内部情報系システム整備事業	①Office製品更新事業 現在一部端末でOffice製品として利用しているMicrosoft Office LTSC Standard 2021のサポート終了に伴い、更新を行う。 ②複合機更新事業 平成29年度に更新した複合機について、認証サーバのOSサポート終了に伴い、本庁用複合機を含めて更新を実施する。なお、本庁舎環境改善事業による部署配置換えにより台数を見直す。	R8 ～R13以降	7,120	デジタル推進課
ネットワーク管理・運営事業	ネットワークの安定稼働のため通信基盤の管理・運営を行う。	R5以前 ～R13以降	52,740	デジタル推進課
情報セキュリティポリシー実施事業	セキュリティポリシーの実施状況を確認していくとともに、技術の進歩等に伴う情報セキュリティを取り巻く急速な状況の変化に柔軟に対応できるよう、内容の見直しを図る。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	デジタル推進課
情報セキュリティ監査事業	山陽小野田市情報セキュリティポリシーに基づいて策定した監査実施計画に沿い、情報セキュリティ監査を実施する。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	デジタル推進課
情報セキュリティ対策研修等事業	市民の個人情報等情報資産のセキュリティ確保のためには、システム面はもちろんのこと、人的面においても万全の情報セキュリティ対策を講じる必要がある。	R5以前 ～R13以降	132	デジタル推進課
戸籍事務事業	出生、婚姻等の届出を受けて、その親族的身分関係を登録、削除、創設、公証するために戸籍に記載して管理する。地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務である。	R5以前 ～R13以降	1,049	市民課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
住民基本台帳事務事業	住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するための住民基本台帳法に基づく自治事務である。 住民異動届の提出を受け、住民基本台帳へ登録することにより居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務処理の基礎としている。	R5以前 ～R13以降	7,457	市民課
特別永住許可事務及び市区町村在留関連事務事業	平成24年7月に外国人登録法が廃止され、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となったため、居住関係が明確になり、在留管理に必要な情報を把握することができるようになった。 市では、出入国管理及び難民認定法に基づき中長期在留者と特別永住者に係る住居登録、特別永住者証明書の交付事務、法務省端末との情報連携処理を行う。	R5以前 ～R13以降	12	市民課
印鑑登録事務事業	本人からの印鑑登録申請に基づき、厳密な登録資格要件審査、本人確認、登録意思確認を行い登録印の印影を磁気ディスクに取込み印鑑登録原票を作成し、印鑑登録証を発行する。その登録証を提示していただくことにより印鑑登録証明書を発行する。	R5以前 ～R13以降	338	市民課
臨時運行許可事務事業	道路運送車両法の運行要件を満たしていない車両を新規登録又は継続検査等の目的で陸運局等まで運行する必要がある際、要件を審査のうえ5日間を限度として臨時運行の許可を与える。道路運送車両法、山陽小野田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則に基づき実施。	R5以前 ～R13以降	10	市民課
船員事務事業	船員は、船員手帳を受有しなければならないため、地方運輸局で手帳の交付申請等を行う必要がある。しかしながら、地方運輸局の窓口は少なく不便であるため、国土交通大臣の指定を受けた港に隣接する地域の市町村が事務を代わりに行うこととなっている。本市も平成18年に船員法第109条第1項の指定(告示)を受け、市民を含む関係者の方の利便性の向上に努めている。	R5以前 ～R13以降	6	市民課
戸籍システムの標準準拠システムへの移行事業	令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」いわゆる標準化法に基づき、総務省より「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」が示された。これに基づき、令和7年度に戸籍システムを国が提供するガバメントクラウドを利用した標準準拠システムへ移行した。令和8年度は、システムの安定稼働を図るため必要となる保守管理を行う。	R6 ～R8	55,582	市民課
介護保険特別会計繰出金	一般会計の負担となる介護給付費に係る法定負担割合分及び地域支援事業に係る一部を除く費用について、介護保険特別会計へ繰り出すもの。	R5以前 ～R13以降	1,106,651	高齢福祉課
国民年金事業	【国民年金に係る法定受託事務及び日本年金機構との「協力・連携計画書」に基づく事務】 ○法定受託事務:資格取得等の資格に関わる届出の受理、免除や付加など保険料に係る申請書の受理及び審査、年金の裁定請求の受理及び審査、その他国民年金に係る届書等の受理。 ○協力・連携事務:資格取得時等における保険料納付督促、口座振替、クレジットカード納付、前納の促進や、窓口や電話での年金制度の相談対応。その他、電話番号や住所などの各種情報提供を行う。 【交付金請求事務】 法定受託事務及び日本年金機構との「協力・連携計画書」に基づく事務に必要な費用は、国が交付することと規定されているため、交付金に係る申請、報告等を行う。	R5以前 ～R13以降	100	保険年金課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
国民年金システム改修事業	国民年金事務を行ううえで、制度改正等に対応するため、住民情報系システム(国民年金)の改修を行う。 ○令和8年度実施予定の改修 ・令和7年度税制改正に対応するための改修 令和7年度税制改正により、特定親族特別控除が創設されることにより、保険料免除等の前年の所得を用いる各種年金制度において、当該控除を追加することとなる。 ・国民年金第1号被保険者の育児期間における保険料免除措置にかかる改修 こども未来戦略の「加速化プラン」における施策にて、第1号被保険者の育児期間中の支援措置として、その子が1歳になるまでの期間保険料を免除するもので、関連台帳及び年金機構への進達情報の項目追加を行う。	R7 ~R8	1,478	保険年金課
国民健康保険 特別会計繰出金事業	国民健康保険基盤安定及び負担軽減対策等の一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金。 ①保険基盤安定(保険料軽減分) ②保険基盤安定(保険者支援分) ③未就学児均等割保険料分 ④産前産後保険料分 ⑤職員給与費等分 ⑥事務費分 ⑦財政安定化支援事業分 ⑧その他(負担軽減対策分)	R5以前 ~R13以降	531,319	保険年金課
後期高齢者医療 特別会計繰出金事業	保険基盤安定等の一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰出金 ①保険基盤安定(保険料軽減分) ②事務費分 ③職員給与費等分	R5以前 ~R13以降	393,713	保険年金課
病院事業会計繰出金	地方公営企業法に基づき、毎年度総務省より通知される「地方公営企業の繰出金について」に定められた基準に照らして、市民病院に対し適正な繰出金を支出する。	R5以前 ~R13以降	691,170	健康増進課
石油基地自治体協議会負担金事業	国に対し石油備蓄施設立地対策等補助金の意見陳述や災害時における相互応援体制を構築するために石油基地自治体協議会に加入し、石油化学コンビナートが所在する自治体と連携を図る。	R5以前 ~R13以降	12	商工労働課
工業用水道事業会計繰出金	水道局(工業用水道事業会計)職員に係る児童手当の給付に要する経費を負担する。	R5以前 ~R13以降	620	商工労働課
下水道事業会計繰出金(農業集落排水事業)	一般会計と公営企業会計の経費区分の原則に基づいて一般会計が負担すべき経費の繰出金。	R5以前 ~R13以降	16,743	農林水産課
津布田一丁田地区かんがい排水施設(保守・維持管理)	津布田一丁田かんがい排水施設は、石炭採掘を終了した昭和46年頃から古洞水の上昇により下流農地に発生しはじめた湿田被害を解消するため、平成6年度に設置されたポンプ施設である。当該施設には、地下水位を低下させるために2台のポンプが設置されている。時限立法である臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法が平成13年で廃止されるため、排水施設については旧山陽町の時に財産譲与を受けており、平成11年3月18日付けにかんがい排水施設維持管理費契約締結後に、運営基金として59,132,000円交付されている。(令和5年度末残高 52,543千円)	R5以前 ~R13以降	760	農林水産課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
オートレース運営事業	オートレース事業のうち、施行者の固有事務を除く、競走の実施に関する事務を包括的民間委託することにより、事業継続を図る中で、市の収益保証を確保し、累積赤字及びリース料残額の累積債務の解消を図っていくとともに令和6年度から令和9年度まで一般会計への繰出しを行う。 ※令和4年度以降については、包括的民間委託契約にミッドナイトオートレース運営事業も含める。	R5以前 ～R13以降	29,642,193	公営競技事務所
山陽オートレース場施設整備事業	○平成30年度に策定した基本構想・基本計画に基づき、新築・減築に向けた基本設計・実施設計を令和2年度中の完成を目指していたが、詳細設計を終えることができなかった。したがって、施設改修中における施設の使い方や営業方法をなど、管理地区を含めた全体的な施設整備計画の見直しを行うため、令和6年度に施設調査及び基本構想を策定し、この基本構想に基づき山陽オートレース場の各施設について施設整備事業を行う。	R5以前 ～R13以降	57,893	公営競技事務所
山陽オートレース場発走合図機・フライング判定装置更新事業	発走合図機・フライング判定装置の経年劣化により不具合が生じ、レース自体に支障が生じる恐れがあり、部品等の調達も困難な状況になっているため、公正かつ安全な競走の実施の観点から同装置の更新を令和5年度に行った。 ※発走合図機・フライング判定装置は全场統一規格であり、一般財団法人オートレース振興協会が更新を実施し、同協会とリース契約を締結し、リース物件として借り受けた。(債務負担行為・5年償還)	R5以前 ～R10	41,100	公営競技事務所
山陽オートレース場残周回灯更新事業	周回通告表示装置(残周回灯)及び周回確認灯の経年劣化により不具合が生じ、レース自体に支障が生じる恐れがあり、部品等の調達も困難な状況になっているため、公正かつ安全な競走の実施の観点から更新を行う。 ※小型自動車競走法施行規則第10条第4号の規程に基づく施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準(平成18年経済産業省告示第371号)に定めるその他審判に必要な施設に該当する。また、周回通告表示装置(残周回灯)及び周回確認灯は全场統一規格であり、一般財団法人オートレース振興協会が更新を実施し、同協会とリース契約を締結し、リース物件として借り受ける。(3年償還)	R7 ～R10	14,044	公営競技事務所
山陽オートレース場施設・設備等保全事業	管理地区を含め、山陽オートレース場の施設の大半が老朽化しており、それに伴って附帯設備も老朽化しており、継続的なレース運営のため年次的に附帯設備の保守・保全・更新等を実施することにより延命化を図る。	R7 ～R13以降	81,807	公営競技事務所
市有財産維持管理事業	国から譲与された法定外公共物の適正な維持管理を実施する。	R5以前 ～R13以降	162	土木課
公共下水道事業繰出事業	公営企業会計の経費負担区分の原則に基づいて、一般会計が負担すべき経費を支出する。	R5以前 ～R13以降	1,035,390	都市計画課
契約・入札事務	地方自治法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の関係法令、山陽小野田市財務規則等に基づき入札を執行する。	R5以前 ～R13以降	6,084	監理室
検査事務	地方自治法第234条の2に基づき、契約の適正な履行を確保するため、又はその受ける給付の完了を確認するため、必要な検査を行う。	R5以前 ～R13以降	73	監理室

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
出納審査事務(経常)	会計管理者の権限に属する事務を補助し、円滑な予算執行と健全な財政運用を推進するため、収入に関しては、速やかに財務会計システムへの読込作業を行い収納処理するとともに、支出に関しては、支出伝票を厳正に審査し、適正かつ正確な出納審査事務を行う。	R5以前 ~R13以降	11,216	出納室
決算書作成事務	出納閉鎖後3ヶ月後以内に決算書を調整し、法令に定める書類とあわせて市長へ提出する。	R5以前 ~R13以降	302	出納室
公金管理事務	公金の適正かつ安全な管理を行い、関係各課の現金出納の検査を実施する。	R5以前 ~R13以降	ゼロ予算	出納室
データ伝送化支払事務	債権者に対する迅速かつ正確な支払のため、支払口座データを作成後、指定金融機関へAnserDATAPORTを利用したデータ伝送による支払事務を行う。	R5以前 ~R13以降	731	出納室
財務会計システム電子決裁化事務	既存の財務会計システムを電子決裁化することにより、決裁区分によっては長い時間を要していた決裁をスムーズに行うことが可能となり、支払の遅延もなくなることが期待できる。また、これを実施するとペーパーレスとなり、以前から課題であった文書保管の省スペース化にも繋がる。	R9 ~R13以降	ゼロ予算	出納室
指定金融機関派出所設置事務	地方自治法の規定により、地方公共団体は金融機関を指定して公金の収納、支払業務を取り扱うことになっている。これらの業務について、指定金融機関である山口銀行は以前から市に要望書を提出してきたが、このたび庁舎内指定金融機関派出所への経費負担に応じるよう強い要請があったことから、県内他市の状況も踏まえ、7万件を超える伝票の支払業務等を適正かつ正確に、効率よく行う派出所業務に係る応分の手数料を支払う。	R5以前 ~R13以降	2,200	出納室
山口県収入証紙売捌事業	令和8年9月末をもって山口県収入証紙の窓口での現物販売が終了する。10月以降はキャッシュレス端末を窓口を設置し、県収入証紙の代金の収納業務のみを行う。	R8 ~R8	100	出納室
厚狭地区複合施設維持管理業務	山陽総合事務所、保健センター、厚狭地域交流センター及び厚狭図書館で構成する厚狭地区複合施設の管理を一元的に行い、安定した施設運営、維持管理を行う。	R5以前 ~R13以降	34,454	地域活性化室
厚狭地区複合施設施設整備事業	本館棟エレベーターの部品で交換時期が来ているものについて交換する。	R8 ~R8	595	地域活性化室
教育委員会事業	教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置されている。教育長と委員4人で組織し、定例会議を毎月1回開催(必要に応じ、別途、臨時会を開催)し、委員の合議により、教育に関する一般方針等を決定する。	R5以前 ~R13以降	3,150	教育総務課
教育委員会事務局事業	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会に事務局を置き、教育委員会の方針・決定の下に、教育長が事務の統括と職員の指揮監督を行い、具体的事務を行う。	R5以前 ~R13以降	3,079	教育総務課
教育長会議参加事業	都市教育長会は教育行政間の連携・協調を深めるために設立された、市教育長で構成する団体で、本市の教育長が全国・中国地区・山口県の各都市教育長会会議に参加し、共通の課題に解決の知恵を出し合い、最新動向や先進事例を学ぶ。	R5以前 ~R13以降	124	教育総務課

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
教育委員の資質・能力向上事業	教育長及び教育委員が、全国研修大会への参加や他自治体の視察等を行い、地域の実情や特性に応じた特色ある優れた施策についての意見交換や教育委員会のあり方等についての研究協議等を通じて、その職務遂行に必要な見識を深め資質・能力を向上させる。	R5以前 ～R13以降	190	教育総務課
学校施設等管理事業(産業廃棄物処理業務)	市の事業活動に伴って出た産業廃棄物については、環境衛生センターでは回収できないゴミである。そのため、産業廃棄物を処理することが可能な業者と委託契約を結び、適正な処理を実施する。	R5以前 ～R13以降	2,592	教育総務課
監査委員事務事業	事務事業全般にわたり、予算及び法令等に照らし、財務や管理、経営について適正かつ効率的、効果的な行政運営が図られているか、またその運営において、住民の福祉の増進と最少の経費による最大効果及び組織、運営の合理化が図られているかについて監査を実施する。	R5以前 ～R13以降	2,753	監査委員事務局
議会運営事務事業	議員報酬の支給、備品の管理、消耗品の購入、設備の修繕、公用車の維持管理など議会の運営に必要な事務を行う。	R5以前 ～R13以降	167,222	議会事務局
本会議、委員会運営事務事業	定例会と臨時会の本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会の運営を行い、その記録として、議事録を作成する。	R5以前 ～R13以降	2,490	議会事務局
タブレット端末導入事業	国はデジタル社会の早期実現を目指して、行政のデジタル化を喫緊の課題として取り組んでいる。県内では既に8市が議案等のペーパーレス化を行っており、本市も議案審査等にタブレット端末及びペーパーレス会議システムを導入して、時代に合った議会運営を行う。	R5以前 ～R13以降	194	議会事務局
タブレット端末更新事業(臨時)	現在使用中のタブレット端末及びペーパーレス会議システムは、令和5年5月に導入し、令和8年4月をもって契約が満了となる。令和7年10月に議員改選があることから、新たな議会において、満了後の在り方を検討してもらう予定としているため、一旦令和8年5月から令和9年4月まで(1年間)を再リース契約とし、その予算措置を行う。 また、令和8年度は機器更新等に向けた準備を行い、令和9年度に予算措置を行う予定である。	R7 ～R8	2,283	議会事務局
議員活動支援事務事業	議員提出議案、意見書の作成支援や各種調査、研究に関する情報や資料の提供等議員の活動を支援する。	R5以前 ～R13以降	7,734	議会事務局
議長会等参画事務事業	市議会議長で構成する山口県市議会議長会や中国市議会議長会、全国市議会議長会等に参加し、相互間の連絡、共通する問題協議及び処理を行う。	R5以前 ～R13以降	2,315	議会事務局
議員活動支援事務事業(臨時)	議員提出議案、意見書の作成支援や各種調査、研究に関する情報や資料の提出等議員の活動を支援する。 研修によって、議員による政策形成、立案能力の向上を図り、議員力を高めることで、議会の活性化につながるもの。	R6 ～R13以降	300	議会事務局
議会広報事業	議案に対する質疑や一般質問など、議会内での議論を市民に分かりやすく伝えるため、議会だよりを発行する。また、情報技術の発達も踏まえた多様な広報手段を活用し、議会の持つさまざまな情報を積極的に公開、発信する。	R5以前 ～R13以降	6,614	議会事務局

施策体系外・繰出金

事業名	事業概要	事業期間	令和8年度 事業費 (単位:千円)	担当課
議会広聴事業	市民の多様な意見を的確に市政に反映させるため、さまざまな形で市民の意見を聞く機会を設け、実践する。	R5以前 ～R13以降	ゼロ予算	議会事務局
選挙管理委員会運営事業	公職選挙法に従い永久選挙人名簿、在外選挙人名簿を調製し、国政選挙、地方選挙、住民投票などの事務が適法に滞りなく実施できるよう選挙管理委員会を運営管理する。 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律及び検察審査会法に基づき、永久選挙人名簿から裁判員候補者予定者名簿及び検察審査員候補者予定者名簿の記載予定者を調製する。	R5以前 ～R13以降	1,034	選挙管理委員会事務局
山口県議会議員選挙事業	永久選挙人名簿により投票所入場券を有権者に配布し、告示の前日までにポスター掲示場を設置する。告示日の翌日から期日前投票(5箇所)及び不在者投票(市内・外病院等)を実施し、選挙期日に投票(31箇所)及び開票を行い、当選人を決定し、結果を県選挙管理委員会に報告する。	R5以前 ～R13以降	17,349	選挙管理委員会事務局
選挙啓発事業	明るい選挙推進協議会の運営、主権者教育講座の積極的な推進、選挙啓発作品の募集・優秀作品の展示を実施する。また新たに18歳になる新有権者に対し選挙啓発ハガキを送付する。	R5以前 ～R13以降	198	選挙管理委員会事務局
鉱害復旧事業	鉱害復旧調査の結果が出るまでの期間に2次被害が発生しないように安全施設で仮締切を実施する。	R5以前 ～R13以降	6,100	農林水産課
水道事業会計繰出金	総務省の地方公営企業繰出金基準により、次の事項について一般会計から企業会計へ繰出しを行う。 ・旧簡易水道事業(修繕費) ・上水道統合事業(企業債償還元利) ・児童手当(負担金) ・経営基盤強化事業(出資金)	R5以前 ～R13以降	84,060	環境課